

いじめの重大事態に係る調査について

1 調査事案

平成28年度に区立小学校入学以降、発生した同学年児童間のトラブルについて、被害児童及び保護者からの訴えにより、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「いじめの重大事態」とであると判断し、板橋区教育委員会として調査を開始する。

2 現在までの経過（令和4年）

3月29日 いじめ問題専門委員会で重大事態として報告

8月8日 いじめ問題専門委員会で重大事態として認定

被害児童保護者からの要望を踏まえ、いじめ問題専門委員会での調査実施の方針を決定

11月15日 いじめの重大事態発生を区長に報告

11月28日 いじめ問題専門委員会の開催、専門調査員の協議

3 今後の予定

(1) 調査部会委員を委嘱、調査開始

(2) いじめ問題専門委員会から教育委員会へ調査結果の答申

(3) 教育委員会から区長への報告・関係者への調査結果の提供等

4 専門調査員の構成

5名 いじめ問題専門委員及び被害児童保護者が要望する職能団体推薦者
(弁護士、有識者、医師等)

【参考】

いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（第2項以下、略）

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例

第14条 区及び学校は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が生じた場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会及び学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

（第2項、略）

板橋区いじめ問題専門委員会規則

第2条 （第1項、第2項、略）

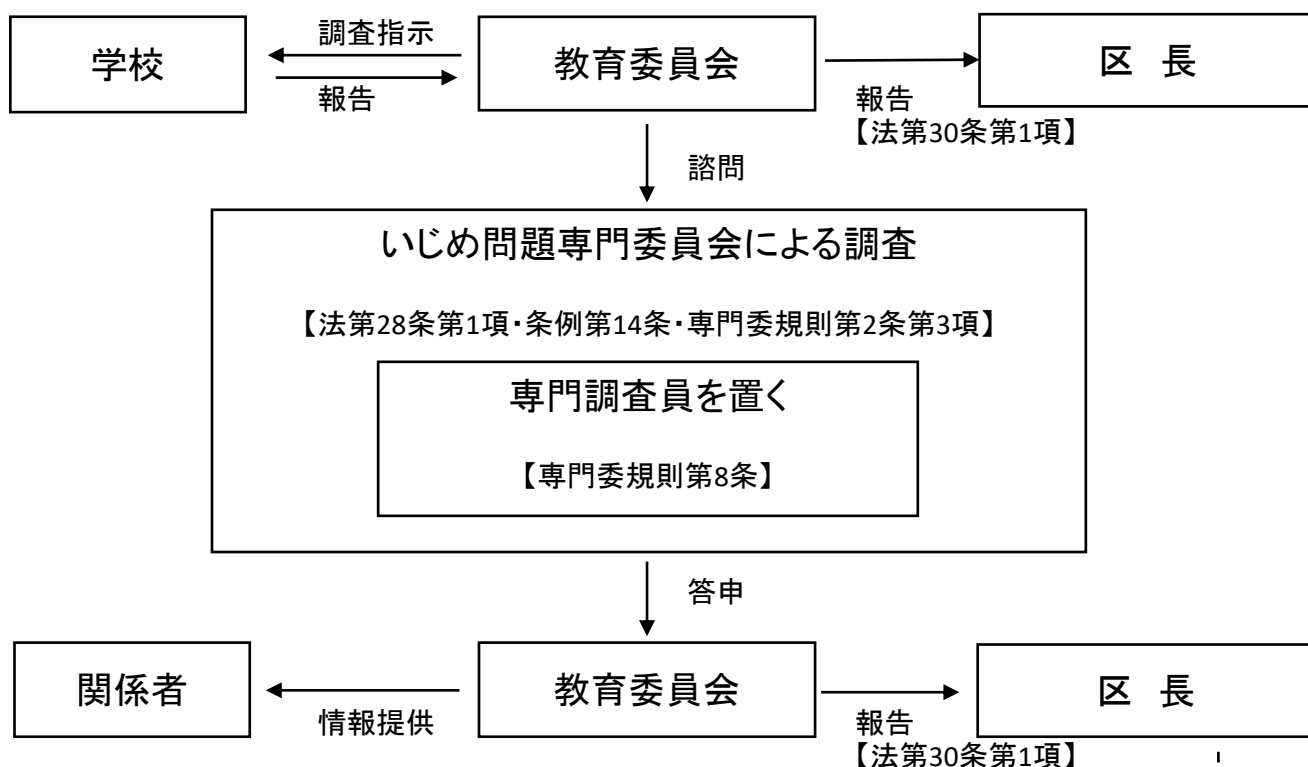
3 専門委員会は、学校においていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、条例第14条に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

第8条 専門委員会は、必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

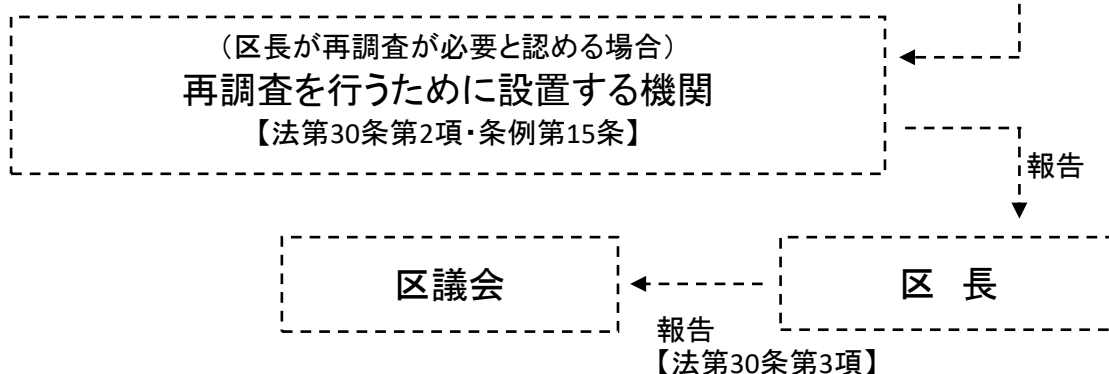
いじめの重大事態 発生時の対応

いじめの重大事態発生

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。 【法第28条第1項】



(以下、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」による)



法＝いじめ防止対策推進法
 条例＝東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例
 協議会規則＝板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則
 専門委規則＝板橋区いじめ問題専門委員会規則